

## 休暇に関する書面

休暇の区分		期 間	単 位	有給 無給 の別
種類	説 明			
年次休暇		20日に当該任用期間の月数を乗じ、12で除して得た日数（1日未満の端数は、切り捨てる。）	1日、半日又は1時間。ただし、残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。	有給
病気休暇	結核性疾患で、知事が長期の療養又は休養を要すると認められたものに対し与えられる休暇  上に掲げる疾病以外の疾病（妊娠に起因する障がいを含む。）又は負傷に対し与えられる休暇	連続する180日以内の期間において医師の必要と認められた期間  連続する90日（高血圧症（脳卒中を含む。）、動脈硬化性心臓病及び悪性新生物による疾病、精神及び神経に係る疾病並びにその他の慢性疾患のうち、知事が特に必要と認めるものにあつては180日）以内の期間において最小限度必要と認める期間	1日、半日又は1時間	無給
特別 休暇	選挙等休暇 職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合に与えられる休暇  証人等休暇 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合に与えられる休暇  骨髄移植等休暇 職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査を受け、又は入院等をするとときに与えられる休暇	必要と認められる期間	1日、半日又は1時間	有給
ボランティア 休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合に与えられる休暇 （1） 地震、暴風雨、噴火等により災害が発生した場合における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動 （2） 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障がいがある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であつて知事が定めるものにおける活動 （3） （1）及び（2）に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障がい、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動 （4） その他国、地方公共団体又は公共的団体が行う活動で知事が定めるもの	7日に当該任用期間の月数を乗じ、12で除して得た日数（1日未満の端数は、切り捨てる。）		
結婚休暇	職員が結婚する場合に与えられる休暇	週休日、休日及び代休日を除いて連続する7日の範囲内の期間		
不妊治療休暇	職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる休暇	1の年（1月1日から12月31日までをいう。）において5日（当該通院等が体外受精又は顕微授精に係るものである場合にあつては10日）の範囲内の期間	1日、半日又は1時間。ただし、残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。	

妊婦の業務軽減等休暇	妊娠中の女性職員について、その業務が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合に与えられる休暇	適宜休息し、又は補食するために必要と認められる期間	
妊婦の通勤緩和休暇	妊娠中の女性職員について、その通勤に利用する交通機関等の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合に与えられる休暇	正規の勤務時間の始め又は終わりにつき、1日を通じて1時間を超えない範囲内で、それぞれ必要と認められる期間	
妊産婦通院休暇	妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合に与えられる休暇	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）について、それぞれ、1日の正規の勤務時間の範囲内で必要と認められる期間	1日、半日又は1時間
産前休暇	8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合に与えられる休暇	出産の日までの申し出た期間	
産後休暇	女性職員が出産した場合に与えられる休暇	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女性職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）	
育児休暇	生後満1年6月に達しない子を育てるため職員が申し出た場合に与えられる休暇	1日2回それぞれ60分以内の申し出た期間（当該職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が、当該職員がこの休暇を使用しようとする日におけるこの休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間（他の法律等の規定によるこれに相当する時間を含む。）を請求した場合は、1日2回それぞれ60分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）	60分
生理休暇	生理日において勤務することが著しく困難である女性職員が申し出た場合に与えられる休暇	申し出た必要な期間	1日、半日又は1時間
配偶者出産休暇	職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が出産する場合に与えられる休暇	3日の範囲内の期間	1日、半日又は1時間。ただし、残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。
育児参加休暇	職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が出産する場合であつてその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるときに与えられる休暇	当該期間内における5日に当該任用期間の月数を乗じ、12で除して得た日数（1日未満の端数は、切り捨てる。）	
子の看護休暇	義務教育終了までの子（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして知事が定めるその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる休暇	1の年（1月1日から12月31日までをいう。）において5日（その養育する義務教育終了までの子が2人以上の場合にあつては10日）の範囲内の期間	
短期介護休暇	配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫及び兄弟姉妹並びに同居している父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者及び配偶者の子で負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるもの	1の年（1月1日から12月31日までをいう。）において5日（要介護者が2人以上の場合にあつては10日）の範囲内の期間	

	(要介護者という。)の介護その他の知事が定める世話を 行う職員が、当該世話をを行うために勤務しないこと が相当であると認められる場合に与えられる休暇			
服忌休暇	職員が親族の喪に服する場合に与えられる休暇	(下記の表参照)	1日、半日又は1時 間	
祭日休暇	職員が父母、配偶者及び子の追悼のための特別な行事 を行い、又はこれに参加する場合に与えられる休暇	1日の範囲内の期間		
夏季休暇	職員が夏季における盆等の諸行事を行い、若しくはこ れに参加し、又は心身の健康の維持及び増進若しくは 家庭生活の充実を図る場合に与えられる休暇	1の年(1月1日から12月31 日までをいう。)の6月から10 月の期間内における5日		
現住居の滅失 等休暇	地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該 当する場合その他これらに準ずる場合に与えられる休 暇 (1) 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当 該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難 しているとき (2) 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生 活に必要な水、食料等が著しく不足している場合 で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことがで きないとき	必要と認められる期間	/	
出勤困難休暇	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等 により出勤することが著しく困難である場合に与えられ る休暇			
退勤途上の危 険回避休暇	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等 に際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避す る場合に与えられる休暇			
介護休暇	知事が定める職員が要介護者の介護をするため、知事 が、職員の申出に基づき、当該要介護者ごとに、3回を 超えず、かつ、通算して93日を超えない範囲内で指定す る期間(以下「指定期間」という。)内において勤務し ないことが相当であると認められる場合に与えられる 休暇	指定期間内において必要と認 められる期間	1日又は1時間。た だし、1時間を単位 とする場合は、1日 を通じ、始業の時刻 から連続し、又は終 業の時刻まで連続 した4時間(当該休 暇と 要介護者を異にす る介護時間の承認 を受けて勤務しな い時間がある日 については、当該4時 間から介護時間の 承認を受けて勤務 しない時間を減じ た時間)の範囲内	無給
介護時間	知事が定める職員が要介護者の介護をするため、当該 要介護者ごとに連続する3年の期間(当該要介護者に 係る指定期間と重複する期間を除く。)内において、1 日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であ ると認められる場合に与えられる休暇	当該連続する3年の期間内 において1日につき2時間(当 該職員について1日につき定 められた勤務時間から5時間 45分を減じた時間が2時間 を下回る場合は、当該減じた 時間。以下この項において同 じ。)を超えない範囲内で必要 と認められる時間	30分。ただし、1 日を通じ、始業の時 刻から連続し、又は 終業の時刻まで連 続した2時間(地方 公務員の育児休業 等に関する法律(平 成3年法律第110 号)第19条第1項に 定める部分休業の 承認を受けて勤務 していない時間 がある日については、 当該連続した2時 間から部分休業の 承認を受けて勤務 しない時間を減じ た時間)の範囲内	

\* 1 職員がこの表に定める年次休暇の日数のうち、任用期間中に与えられなかった日数(1日未満の端数を含む。)があり、かつ、当該職員が再度任用された場合は、再度任用後の任用期間において当該日数を年次休暇として受けることができる。ただし、繰り越された当該日数は、再度繰り越すことはできない。

\* 2 1時間を単位として使用した休暇を日に換算する方法

① 1日の勤務時間を定めている場合、勤務日ごとの勤務時間の時間数(1分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間)をもって1日とする。

② 1週間当たりの勤務時間及び勤務日数を定めている場合、1週間当たりの勤務時間を1週間の勤務日数で除して得た時間数(1分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間)をもって1日とする。

\* 3 この表(短期介護休暇の説明の欄を除く。)及び下記服忌休暇関係の表中の「子」には、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年7月青森県条例第16号)第8条の2第1項において子に含まれるとされる者を含む。

(服忌休暇関係) 親族に応じ下の表の日数欄に掲げる連続する日数(葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあつては、往復に要する日数を加えた日数)の範囲内の期間

親 族	日 数	親 族	日 数	親 族	日 数
配偶者	10日	父母	7日	子	7日
祖父母	※3日	孫	1日	兄弟姉妹	3日
おじやおば	※1日	父母の配偶者又は配偶者の父母	☆3日	子の配偶者又は配偶者の子	☆1日
祖父母の配偶者又は 配偶者の祖父母	★1日	兄弟姉妹の配偶者又は 配偶者の兄弟姉妹	★1日	おじ若しくはお婆の配偶者又は 配偶者のおじ若しくはお婆	1日

※ 職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあつては7日

☆ 職員と生計を一にしていた場合にあつては7日

★ 職員と生計を一にしていた場合にあつては3日